

国水水第 83 号
令和 8 年 6 月 25 日

各都道府県 水道行政担当部（局）長 殿
各政令指定都市 水道事業担当局長 殿
（各地方整備局等経由）

国土交通省大臣官房上下水道審議官
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について（通知）

水道施設整備費に係る歩掛表の一部を別紙のとおり改定し、令和 8 年 6 月 25 日より適用することとしたので、貴管内の補助事業実施者等に周知徹底されたい。